

平成30年度まちづくり支援事業 第1回まちづくりわいわい塾 「みんなのまちづくり入門」

平塚市まちづくり政策課

1 実施の目的と概要

平塚市では、平成20年7月より「平塚市まちづくり条例」において、市民のみなさまが主体となって、地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールを決めることができる「地区まちづくり」のしくみを定めています。

まちづくりわいわい塾は、平成25年度から「地区まちづくり」のしくみをより多くの市民のみなさまに知っていただくことを目的として開催しています。

公民館区域ごとに各エリアで順に開催しています。平成30年度第1回の今回は、神田、横内、大神公民館地区にお住まいの方を対象に開催しました。

2 実施内容

(1) 日 時 平成30年11月29日(木) 19:00~20:30

(2) 場 所 神田公民館 会議室

(3) 参加者 7名

(4) 内 容

・ 地区まちづくりのしくみの紹介

お住まいの地区の特性や住民の思いに応じたまちづくりを行うために活用できる「地区まちづくり」のしくみについて紹介しました。平塚市で初めて認定された袖ヶ浜地区の実例も併せて紹介しました。

多少難しい内容もありましたが、多くの方に理解できたとの声をいただくことができました。



★主なご質問やご意見

(ご質問)

- ・平塚市で活動している地区まちづくり協議会は4つですか。

(回答)

- ・はい。平塚市では、吉沢地区に1つ、袖ヶ浜地区に2つ、龍城ヶ丘地区に1つの協議会が活動しています。

(ご質問)

- ・現在、活動している協議会のほとんどは規模が小さいが、規模ほどの程度を想定されているのでしょうか。大神地区全体とした場合、この制度にあうのでしょうか。

(回答)

- ・地区まちづくり計画は概ね3,000㎡以上からお伝えしましたが、もともと3,000㎡というのは、平塚市の1街区が大体3,000㎡のため、比較的小さな規模でまちづくりが出来ることから、3,000㎡以上としています。そのため3,000㎡以上であれば、上限の制限は特にありません。現に地区全体で自治会などを母体にして協議会を発足しようという相談もあるので、合意形成が取れるようであれば自治会単位や地区単位であっても問題はありません。ただし、地区まちづくり計画を認定するにあたっては、地区住民（住所を有する者、事業者を営む者、土地又は建築物の地上権又は賃借権を有する者）の3分の2以上の同意が必要な要件となるので、比較的規模が小さい方が作りやすさはあるかと考えます。

(ご質問)

- ・3分の2以上の同意というのは、どのような形で行っているのでしょうか。

(回答)

- ・紙ベースの任意の同意書により、賛成いただける方から提出をいただいています。

(ご質問)

- ・同意書を集めるのは市が行うのではなく、協議会が行うのでしょうか。

(回答)

- ・はい。3分の2以上の同意というのは、地区まちづくり計画の申請のために必要な要件の1つなので、協議会が合意形成を図り、3分の2以上の同意が得られた場合は、その他の必要な書類を添えて市に申請をする流れとなります。そのため、同意書は協議会に集めていただく形になります。市としては、協議会から申請のあったものに対しては、登記簿謄本等を確認した中で地区住民の3分の2以上の同意が得られているのかを確認し、認定の手続を進めます。

(ご質問)

- ・同意書のフォーマットについては、市が用意しているのでしょうか。

(回答)

- ・同意書については任意の様式になるため、様式は決められていませんが、協議会からフォーマットを用意してほしいとの依頼があれば、参考程度に市が用意することは出来ます。

(ご質問)

- ・話を聞いた中で、ほとんど自治会の活動で行っている内容だと思われます。先程の話の中で、まちづくりのしくみをかけていくのに、かなりプラスの部分の話されているが、一街区、一街区で地区まちづくり計画を作ったとして、最初に作った計画と違った計画がどんどん出てきてしまったら、まとめようがなくなるのではないのでしょうか。

(回答)

- ・地区まちづくり計画はルール作りではありますが、地区まちづくり計画の申請が出てきた後、市が内容の評価をさせていただきます。内容の評価というのは、都市計画の観点であったり、地域のバランス感を見た中で評価をさせていただくので、地域内でいくつかの計画の申請が出てきたとしても、大きな隔たりの内容があるものは出来ないものと考えています。

(ご質問)

- ・先程、高さの最高限度もルールで決めることが出来るという話があったが、例えば、1つの街区は10mまでのルールを作り、その周りの街区が15m、20mの高さといった感じで、10mの街区が囲まれてしまったら、どうするのでしょうか。

(回答)

- ・例えば、高度地区で15mと決まっている場合、地区まちづくり計画で15mを超える計画を作ることは出来ません。上限は決まっているので、15mより下げることは出来ますが、上限を超える計画を作ることは出来ません。そのため、協議会から都市計画を超える計画が出てきた場合には、市や専門家を入れた中で、都市計画を超えない中でアドバイスをさせていただきます。そのため、無秩序な乱開発のようにはならないと考えています。